

2022年9月16日

ご加入者の皆様へ

三井住友海上火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2020年4月より実施している入院の特別取扱い(以下「みなし入院」)について、2022年9月26日(月)以降の対象を以下のとおりといたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象

2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方を「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象といたします。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

- ・ 妊婦

※ 契約始期日に関わらず同様の取扱いとなります。

※ 2022年9月25日(日)以前に診断された方については、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。

2. 今般の見直しの背景等

傷害補償の特定感染症危険補償特約および医療補償における入院保険金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難(以下「入院が必要な状態」)なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、「入院」と同等に取り扱い、入院保険金等をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合がこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。

また、今般、政府により、2022年9月26日(月)以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届

の範囲が全国一律に上記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルスに感染したことのみに基づいて「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象を見直すことといたしました。

3. 東京都社会福祉協議会団体保険制度で当見直しの影響がある補償

- 『ボランティア保険』 特定感染症による後遺障害、誘因保険金、入院保険金
※特約名称 特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
- 『在宅福祉サービス総合保険』 オプション補償④ サービス従事者新型コロナウイルス等感染症補償保険
- 『社協の保険』 オプション補償③ 役職員向け新型コロナウイルス等感染症補償保険
- 『介護事業者・社会福祉施設損害保険』 オプション補償⑥ 従事者向け新型コロナウイルス等感染症補償保険

一刻も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。